

施策4 環境リスク*の管理



4-1 大気環境の保全

4-1-1 大気の監視と発生源対策

4-1-2 自動車排出ガス対策

4-1-3 その他の大気汚染対策

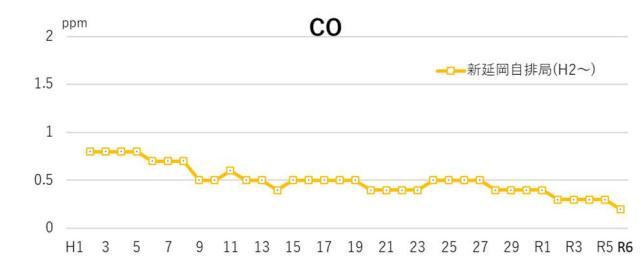
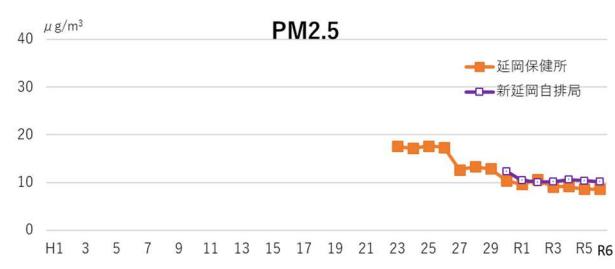
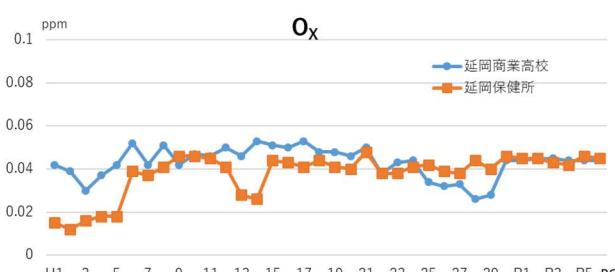
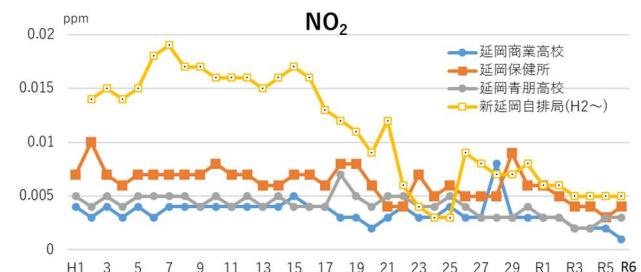
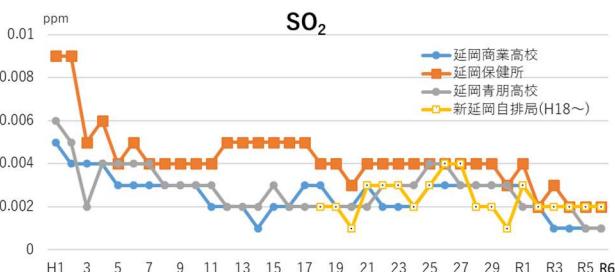
現状と課題

宮崎県では、環境基準*が定められている物質のうち、二酸化硫黄(SO₂) *、二酸化窒素(NO₂) *、光化学オキシダント(Ox) *、浮遊粒子状物質(SPM) *、微小粒子状物質(PM2.5) *及び一酸化炭素(CO) *の6項目について、常時監視を行っています。本市域では、一般環境大気測定局3局、自動車排出ガス測定局1局が設置されています。

大気汚染の状況として、2019年度に光化学オキシダントについて、本市を含めた地域において注意報等の発令基準に該当したことから、宮崎県より初めて注意報が発令されました。その他の項目については、経年的に大きな変動はありません。

引き続き宮崎県と連携して大気の状況を監視するとともに、注意報発令時の対応について事前周知に努め、連絡体制の強化を図る必要があります。

また、大気汚染に関する公害苦情として、廃棄物を屋外で焼却する行為(野外焼却)に伴う煙等に関する相談が寄せられており、廃棄物の適正処理について周知徹底を図る必要があります。



大気汚染の現況（年平均値の経年変化）

取組の方針

4-1-1 大気の監視と発生源対策

大気の監視

生活環境課

- ・県等が測定する大気汚染物質の常時監視状況を確認し、環境基準*の達成状況を把握します。

工場・事業場への指導

生活環境課

- ・公害防止協定*締結事業者のうち、大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設を設置する工場・事業場について、協定に基づく報告により規制基準等の順守を確認するとともに、必要に応じて県と連携して指導に努めます。

4-1-2 自動車排出ガス対策

公共交通機関の利用促進

→ 1-1-2 交通・物流対策の推進

地域・離島・交通政策課
各総合支所地域振興課

- ・公共交通機関の利用促進のため、鉄道、路線バス等市民の利便性に配慮した運行について関係機関に要望します。
- ・バスに乗る機会の創出など延岡市バス利用促進協議会と連携し、バス利用の普及促進に努めます。
- ・公共交通空白地域におけるコミュニティバス*等の効率的な運行を推進します。

自転車等の利用促進

→ 1-1-2 交通・物流対策の推進

土木課
都市計画課

- ・道路の拡幅を行う場合、自転車や歩行者が利用しやすい道路環境の整備を推進します。

低公害車*の導入促進

→ 1-1-2 交通・物流対策の推進

管財課

- ・市で使用する公用車について率先して低公害車の導入を図ります。

4-1-3 その他の大気汚染対策

光化学オキシダント*等に関する監視と情報提供

生活環境課
各総合支所市民サービス課

- ・県等が測定する大気汚染物質の常時監視状況を確認し、注意報等発令時には迅速に市民に周知するなど健康被害の防止に努めます。

野外焼却対策の推進

→ 2-2-1 不法投棄対策等の推進

生活環境課
各総合支所市民サービス課

- ・野外焼却における環境への負荷を低減するため、ルールやマナーについてホームページ等により普及啓発を行い、意識の徹底を図ります。

フロン類使用機器の適正管理

全庁

- ・業務用フロン類使用機器や特定家電のうちフロン類を使用するもの（エアコン、冷蔵庫、冷凍庫）、カーエアコンからのオゾン層*破壊物質等の大気放出を防止するため、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づく適正処理について普及啓発を図ります。

✓ 市民・事業者の取組

市民 事業者

- | | |
|--|-----|
| <input type="checkbox"/> 家電製品やカーエアコンは、法律に基づき適正に処理しましょう。 | ● |
| <input type="checkbox"/> 自動車を購入する際は、環境にやさしい低公害車の購入に努めましょう。 | ● ● |
| <input type="checkbox"/> フロン類を使用する機器は、法律に基づき適正に点検を行いましょう。 | ● |
| <input type="checkbox"/> 事業場からのはい煙等の大気汚染物質の発生抑制に努めましょう。 | ● |

4-2 水環境の保全

4-2-1 水質の測定と監視

4-2-2 生活排水対策の推進

4-2-3 産業排水対策の推進

4-2-4 健全な水循環の確保

4-2-5 水環境の保全に対する意識啓発の推進

4-2-6 地下水汚染対策

現状と課題

本市では、公共用海域等の水質状況を把握するため、59 地点において水質調査を行っています。環境基準*の類型指定*がされている 13 水域（河川 10、海域 3）の 38 地点において、代表的な水質指標である BOD*（河川）及び COD*（海域）はおむね環境基準を満足しています。

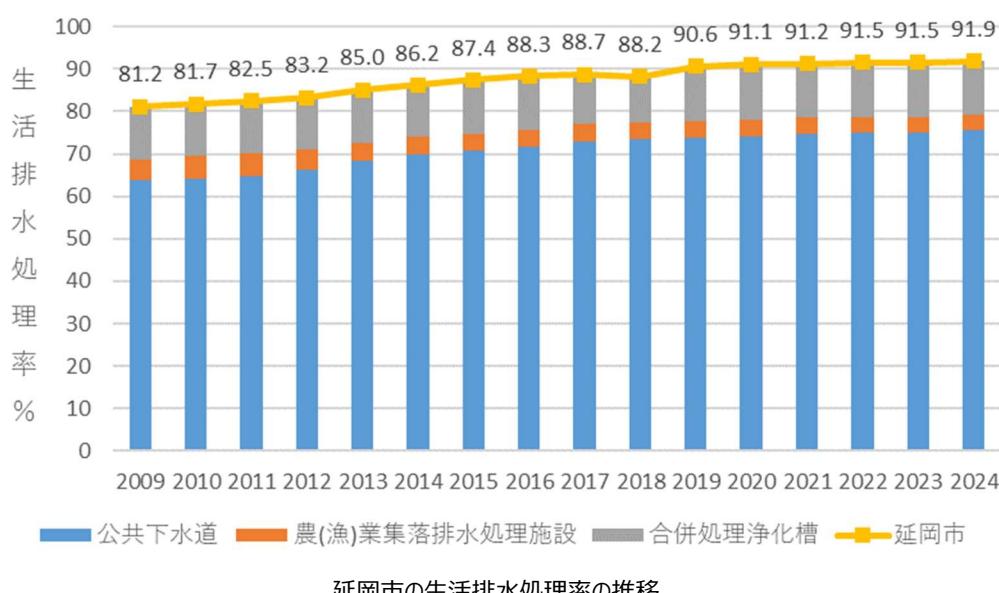
また、五ヶ瀬川は国土交通省が毎年行っている一級河川の直轄管理区間の水質測定結果において、2013 年から 2024 年にかけて 12 年連続 13 回「水質が最も良好な河川」となっています。

一方で、公共用海域における水質汚濁の主な要因のひとつが、未処理のまま排出される生活排水であることから、生活排水対策が重要な課題となっています。本市においては、「延岡市生活排水対策総合基本計画*」に基づき、公共下水道、農業集落排水・漁業集落排水*、合併処理浄化槽*により総合的な排水処理対策を実施しています。2024 年度における本市の生活排水処理率*は 91.9% となっています。

引き続き、下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を促進し、生活排水による汚濁負荷の低減に向けた取組を推進していくとともに、工場・事業場の排水対策については、宮崎県と連携し、監視や指導に取り組む必要があります。

また、公共用海域における油流出等の未然防止とともに、水質汚濁発生時の対応について、五ヶ瀬川水系水質汚濁防止連絡協議会*をはじめとする関係機関と連携を図る必要があります。

地下水について、本市では、1998 年に市内工場において有機塩素化合物*による地下水汚染が判明し、これまでに宮崎県及び市において事業者に対する指導及び継続的なモニタリング調査を実施しており、事業者においては地下水浄化対策及び継続的なモニタリング調査等を実施しています。この地下水汚染問題では、引き続き宮崎県と連携して地下水の監視を行うとともに、事業者による浄化対策及びその効果の把握に努めます。



取組の方針

4-2-1 水質の測定と監視

水質測定と監視

生活環境課

- ・河川、海域における水質の測定と評価を行うとともに、国や県と連携して、水質の監視を行い、水辺環境に生息・生育する生物に影響を与えない良好な水質保全に努めます。

4-2-2 生活排水対策の推進

公共下水道の計画的な整備と水洗化の促進

下水道課

- ・延岡市生活排水対策総合基本計画^{*}に基づき、公共下水道の計画的な整備に努めます。
- ・未接続家屋への水洗化の促進や「下水道の日」のイベントなどを通し下水道への接続を推進します。

合併処理浄化槽^{*}への転換促進と適正な維持管理

生活環境課

各総合支所市民サービス課

- ・延岡市生活排水対策総合基本計画に基づき、単独処理浄化槽、くみ取り槽から合併処理浄化槽へ転換する際の助成を実施することにより転換促進を図ります。
- ・合併処理浄化槽の適正な維持管理についての意識啓発を図るため、県と連携して効果的な啓発を推進します。

4-2-3 産業排水対策の推進

工場・事業場への排水処理対策の指導

生活環境課

- ・公害防止協定^{*}締結事業者のうち、水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置する工場・事業場について、協定に基づく報告により規制基準等の順守を確認するとともに、必要に応じて県と連携して指導に努めます。

公共下水道施設の機能保全

下水道課

- ・公共下水道を利用して下水を排除する事業場等について、除害施設の設置など必要に応じて下水道施設の機能を保全するための指導を行います。

4-2-4 健全な水循環の確保

水源涵養機能^{*}としての森林保全

林務課

- ・延岡市森林整備計画書^{*}に基づき、水源涵養機能の高い森林は公益的機能^{*}森林に位置づけ、適切な森林管理を促します。

4-2-5 水環境の保全に対する意識啓発の推進

五ヶ瀬川水系水質汚濁防止連絡協議会^{*}による周知啓発の推進

生活環境課

下水道課

- ・五ヶ瀬川水系水質汚濁防止連絡協議会及びそれを構成する行政機関と連携して、水環境の保全に関する周知啓発を推進します。

水辺環境調査^{*}の推進

生活環境課

- ・身近な水辺環境への关心を高めるため、県と連携して小中学生等を対象にした水辺環境調査の実施を推進します。

河川、海岸美化活動への支援・協力 → 5-1-3 環境保全活動への支援

生活環境課
各総合支所市民サービス課

- ・地域住民や各種団体が行う河川、海岸美化活動に対する支援・協力をいたします。

4-2-6 地下水汚染対策

地下水質の測定と監視

生活環境課

- ・県と連携して地下水の水質測定と監視を継続して実施するとともに、汚染地域においては、企業が行う浄化対策とその効果について監視します。

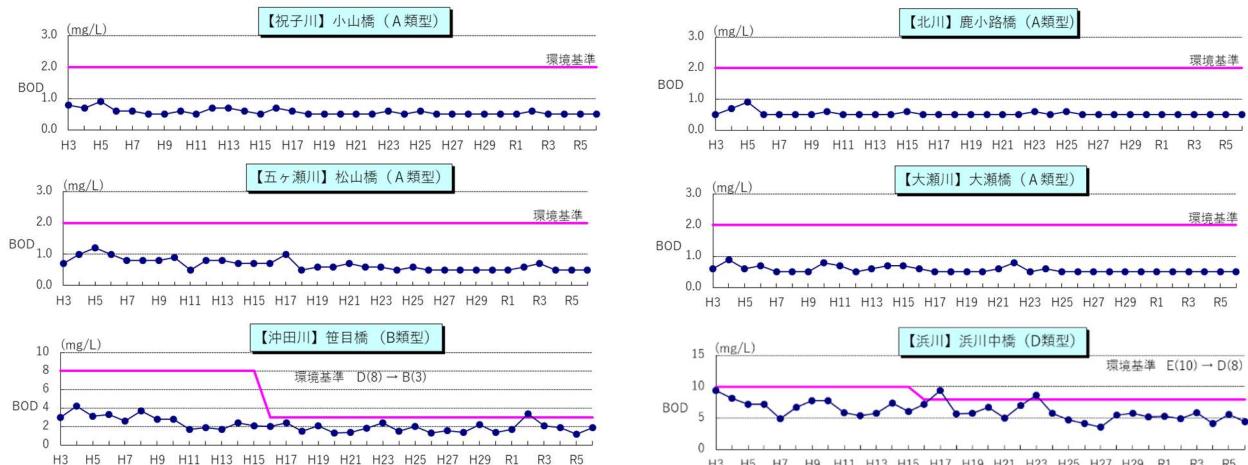
ゴルフ場への指導

生活環境課

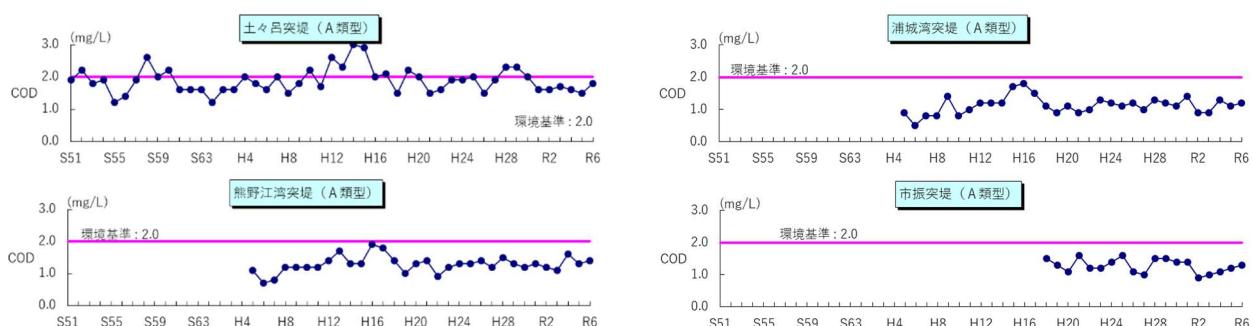
- ・ゴルフ場における農薬や化学肥料の適正な使用を促進するため、公害防止協定*等に基づく使用状況報告書等の提出や水質検査など定期的な測定と監視を行います。

✓ 市民・事業者の取組	市民	事業者
<input type="checkbox"/> 公共下水道の整備された区域では、速やかに公共下水道に接続しましょう。	●	●
<input type="checkbox"/> 浄化槽からの悪臭防止や水質保全のため、浄化槽法に基づいた適正な維持管理を行いましょう。	●	●
<input type="checkbox"/> 調理くず、食べ残し、廃食用油は、台所の排水口に流さないようにしましょう。	●	●
<input type="checkbox"/> 合成洗剤や石けんは、使いすぎないよう適切に使用しましょう。	●	●
<input type="checkbox"/> 公共下水道を利用する事業場等は、下水道法に基づき適正な排水を行いましょう。	●	
<input type="checkbox"/> 水質汚濁防止法を順守し、工場・事業場から排出する汚濁負荷を低減しましょう。	●	

河川の水質の現況（BOD*75%値の経年変化）



海域の水質の現況（COD*75%値の経年変化）



4-3 生活環境の保全

4-3-1 騒音・振動対策

4-3-2 悪臭対策

4-3-3 その他生活環境に関する対策

4-3-4 環境リスク対策

現状と課題

騒音・振動は、日常生活に関わりが深く、その発生源は工場・事業場、建設解体作業、自動車の走行、家庭生活など広範囲にわたっています。本市では、騒音に関する相談が例年 20 件程度となっており、建設解体作業や家庭生活に伴う騒音の相談が多い傾向にある一方、振動に関する相談は例年少ない状況にあります。

騒音規制法、振動規制法、延岡市生活環境保護条例*の適正な運用を図る必要があります。また、事業活動に伴う騒音・振動による周辺環境への負荷を低減するよう事業者へ働きかけるとともに、生活騒音などを防止するため、生活マナーの向上のための意識啓発等を図る必要があります。

悪臭に関する相談の発生源は、工場・事業場から農畜産業、サービス業、家庭生活など広範囲にわたっています。特に野外焼却、生活排水、畜産施設に対する相談が多く、廃棄物の適正処理、生活排水処理対策、家畜排泄物対策の推進が求められています。

本市では、悪臭防止法に基づく悪臭物質を発生させる事業所を対象に、悪臭物質の測定を行っており、経年的に環境基準*を満足している状況にあります。

悪臭防止法の適正な運用を図るとともに、農畜産業や生活排水、廃棄物に起因する悪臭対策について、関係機関と連携した取組を図る必要があります。

また、化学物質は、私たちの身のまわりに数多く使用され、われわれの生活にはなくてはならないものとなっています。一方で、化学物質は、適切な管理が行われず事故が起きたときなどは、深刻な環境汚染を引き起こすとともに、人の健康や生態系に悪影響を及ぼす可能性があります。

ダイオキシン類*については、清掃工場と妙田下水処理場において大気、水質中の測定を継続して実施するとともに、アスベスト*については、アスベストを含む建物の解体時には宮崎県と連携し、大気中への飛散防止に努めます。さらに、カネミ油症事件*の原因ともなった PCB (ポリ塩化ビフェニル) *について、残存している低濃度 PCB 廃棄物の処理期限が 2027 年 3 月末となっており、低濃度 PCB 廃棄物の期限内の処理に向けて、国及び宮崎県と連携し、周知徹底を図る必要があります。

また、本市では、主要な工場・事業場との間に公害防止に関する協定書等を締結し、工場・事業場周辺の地域住民の健康被害の防止と良好な生活環境の保全を図っています。

取組の方針

4-3-1 騒音・振動対策

適正な規制地域の指定と変更

生活環境課

- 騒音規制法、振動規制法に基づき、適正な規制地域の指定に努めるとともに、地域住民の生活環境に配慮した地域の指定を行います。

工場・事業場等への指導

生活環境課

- 騒音規制法、振動規制法及び延岡市生活環境保護条例*の適正な運用により、工場・事業場、建設工事から発生する騒音・振動を防止するとともに、必要に応じて適切な対策の実施を指導します。

深夜営業店舗等への指導

生活環境課

- 延岡市生活環境保護条例の適正な運用により、深夜営業店等におけるカラオケや音響機器からの騒音について、必要に応じて適切な防音対策の実施を指導します。

自動車騒音の測定と評価

生活環境課

- 騒音規制法に基づき、幹線道路における自動車騒音の測定と評価を行います。

近隣騒音対策

生活環境課

- 法律の規制を受けない小規模事業所や家庭から発生する冷暖房機器、楽器、ペットの鳴き声などの生活騒音について、マナー向上のための普及啓発に努めます。

低周波音*、電磁波*対策

生活環境課

- 低周波音や電磁波などは、国や県の動向に注意しながら情報収集に努めます。また、携帯電話中継基地局の設置については、地域住民の不安の解消に努めます。

4-3-2 悪臭対策

悪臭防止法に基づく指導

生活環境課

- 悪臭防止法に基づき、工場や事業場からの悪臭防止対策を促すとともに、必要に応じて指導を行います。

生活排水からの悪臭対策

生活環境課

下水道課

- 生活雑排水からの悪臭を防止するため、下水道等への接続を促進するとともに、合併処理浄化槽*への転換や適正な維持管理について、県と連携して普及啓発を図ります。

畜産事業者への指導

生活環境課

農業畜産課

- 畜産施設からの悪臭について、県や関係機関と連携した対策を講じるとともに、指導の徹底を図ります。

4-3-3 その他生活環境に関する対策

市有施設における化学物質の適正管理と使用

清掃工場

下水道課

- 清掃施設や下水処理場などで使用する化学物質について、延岡市環境マネジメントシステム*の運用により適正な管理と使用を図ります。

ダイオキシン類*の測定と監視

清掃工場

下水道課

- 水や大気中のダイオキシン類の定期的な測定と監視を実施します。

アスベスト*、PCB*処理に関する情報提供	生活環境課
・アスベストやPCBの適正処理について、ホームページ等を利用して情報提供を行います。	
PFAS*等化学物質の監視・情報収集	生活環境課 水道課
・PFAS(有機フッ素化合物)等の化学物質の監視と情報収集に努めます。	
光害に関する周知啓発	生活環境課
・屋外照明等の不適切使用による悪影響(光害)への対策について、ホームページ等を利用して普及啓発を図ります。	

4-3-4 環境リスク*対策

公害防止協定*の締結の推進	生活環境課 工業振興課
・工場・事業場周辺の生活環境の保全や健康被害を防止するため、公害防止協定の締結を推進します。	
公害防止協定締結事業者への指導	生活環境課
・公害防止協定締結事業者に対し、協定内容の順守や公害発生施設の新設等に際しての事前協議など必要に応じて適切な指導助言に努めます。	
環境汚染事故発生時の情報共有	生活環境課 危機管理企画課 警防課
・工場等の環境汚染事故に対し、関係機関と連携し情報を収集し、情報提供や共有を図ります。	
水質事故発生時の関係機関との連携	生活環境課 下水道課 予防課
・公共用水域への油流出対策を推進するため、五ヶ瀬川水系水質汚濁防止連絡協議会*等との連携を図ります。	

✓ 市民・事業者の取組	市民	事業者
<input type="checkbox"/> 周辺住民に迷惑となる騒音を発生させないようにしましょう。	●	●
<input type="checkbox"/> 建設工事の際は、低騒音・低振動型機械*の使用により騒音・振動の発生を抑制するとともに、周辺住民への事前周知に努めましょう。	●	
<input type="checkbox"/> 周辺住民に迷惑となるような悪臭を発生させないようにしましょう。	●	●
<input type="checkbox"/> 農薬等を含めた化学物質を使用する際は、正しい知識の修得と正確な情報を収集し、適正に使い環境負荷の低減に努めましょう。	●	●
<input type="checkbox"/> 事業活動においては、周辺環境に配慮した事業活動に努めましょう。	●	



悪臭測定の様子



五ヶ瀬川水系水質汚濁防止連絡協議会による
水質